

## たたかってよかった！！ ケーブル工業和解

東大阪ケーブル工業の5人のパート労働者争議は、2月8日(月)、和解合意しました。和解協議では、会社側は裁判官が提示した金額を300万円下回る額を提示してきていましたが、2回目の和解協議にあたり、裁判官は、社長自らが出席するように求め、裁判官が提示した額に近い金額での和解となりました。

城塚弁護士は「裁判官が原告の訴えに理解を示し、会社を説得することは異例であり、和解はなかなかの水準で、大勝利と言ってよいと思います。」と述べています。



↑ 昨年3月「支援する会」結成総会

ケーブル工業争議は、「パート労働者であっても簡単に首切りはできない」ことを社会的に明らかにしました。

## 日動外勤も和解解決 正社員として保険募集続ける道をひらく



↑ 和解成立後 裁判所前で

事件についてもこの和解により解決します。多くの方々に支えられたたたかいでした。ご支援いただいた方々に心から感謝申し上げます。ありがとうございました。(全損保ホームページより)

2月3日、東京高等裁判所において、日動外勤のたたかひの和解協議が合意に至りました。形の上では、外勤社員制度(RA制度)廃止を認めるものですが、正社員として定年退職まで保険募集に専門に従事し、退職後も代理店として保険募集を行っていく条件を整備させる到達点が築かれました。これは、生涯にわたって誇りをもって保険募集を続けるという、本人たちの根源的な要求を会社に受け入れさせたものです。また、不当労働行為

### 当面の日程

大阪春闘共闘 第2回代表者会議  
地域総行動

2月25日(木) 18:30 エル大阪南館73  
2月19日(金)